

令和7年度那須塩原市まちなか交流センター おためしショップ出店者募集要項

- 1 事業名称 令和7年度那須塩原市まちなか交流センター
おためしショップ事業
- 2 事業目的 那須塩原市まちなか交流センター（愛称：くるる）のフードコート（厨房1）の出店者入れ替えに伴う空き店舗状態期間を利用し、一定の条件を満たす方にカウンター部分を「おためしショップ」として貸し出すことにより、施設の有効活用を図るとともに、市内事業者及び市内で新規創業を目指す方を支援します。



厨房1 カウンター

3 まちなか交流センターについて

那須塩原市ではコンパクトシティ、都市機能向上、持続可能な都市づくり、中心市街地活性化等を実現するため、黒磯駅周辺地区都市再生整備計画事業に取り組み、那須塩原市まちなか交流センター（愛称：くるる）及び那須塩原市図書館（愛称：みるる）等のハード整備を行いました。

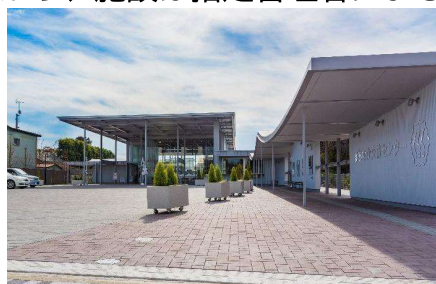
まちなか交流センターは、黒磯駅前通りに面しており、屋外にはイベントが開催可能な広場と駐車場、建物内には、地元食材を活用した飲食物を提供するフードコート、地域の特産物等を販売するマルシェなどが開催できる屋内広場のほかに、ステージ、展示スペース、多目的室、キッチンスタジオ、音楽室、キッズエリアなどの多様な貸館スペースがあり、年代を問わず多くの方々に、多目的に利用いただける施設です。

4 施設全体概要

名称	那須塩原市まちなか交流センター（愛称：くるる）
所在地	栃木県那須塩原市本町6番32号
建物概要	▶敷地面積 3,723.27 m ² （道路向かいに第2駐車場 1,113.72 m ² ） ▶延床面積 1,364.41 m ² ▶建物構造 鉄骨造 地上1階建て ▶駐車場 50台（正面駐車場19台＋第2駐車場31台）
オープン	令和元(2019)年7月20日
開館時間	午前9時から午後9時30分まで
休館日	▶毎月第2・第4火曜日（祝日の場合はその翌日） ▶年末年始（12月29日～1月3日）
交通アクセス	▶電車 JR宇都宮線 黒磯駅まで約200m（徒歩3分） ▶車 東北自動車道 那須ICまで約5.3km（約11分） 黒磯板室ICまで約8.5km（約18分） 国道4号（黒磯バイパス）まで約2km（約4分）

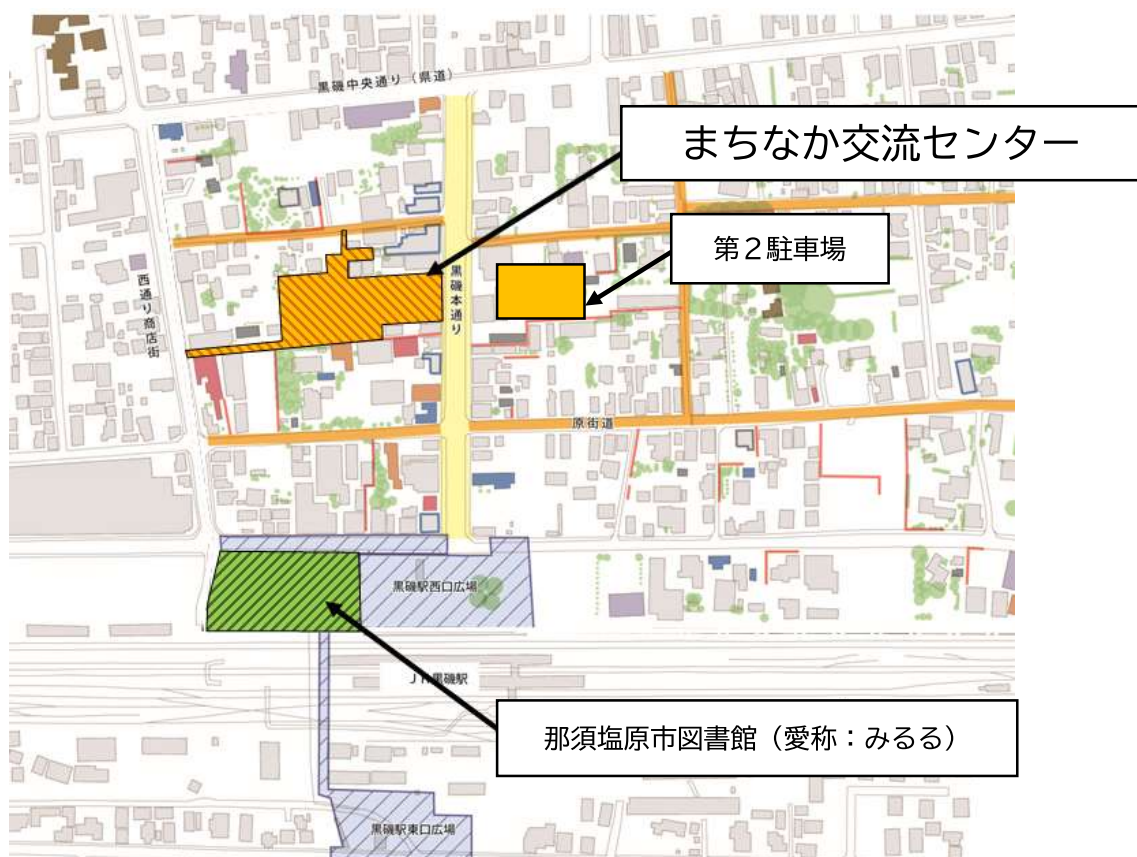
5 施設の特徴

- (1) 施設は原則一般開放されますが、貸館に関わる施設の利用については、事前に申請し、市長の許可を受ける必要があります。
- (2) 貸館利用は、令和7年4月1日から原則有料としました。ただし、減免基準に該当する場合は、使用料の減額又は免除の適用を受けることができます。
- (3) 黒磯駅前に令和2年9月オープンの那須塩原市図書館（愛称：みるる）があり、駅周辺地区の賑わい創出のために、各種事業を連携して行っています。
- (4) 令和6年度の来館者数は約46,668人（令和6年4月～令和7年3月）。
- (5) 令和6年4月から、施設は指定管理者による管理運営を行っています。

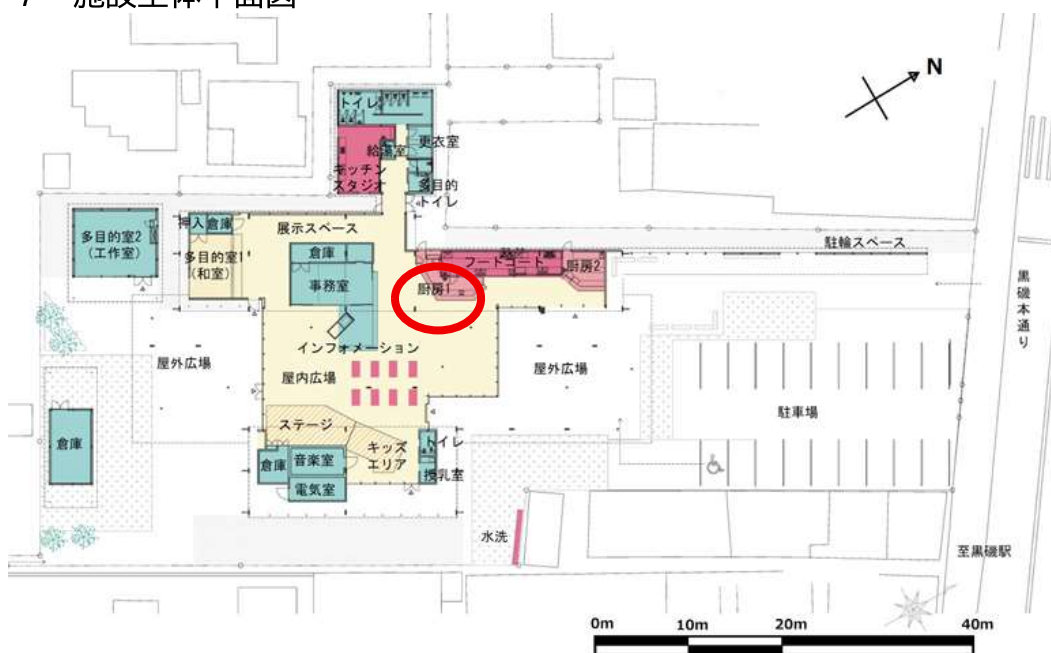


施設外観

6 施設位置図



7 施設全体平面図



8 おためしショップ事業実施内容

区分	内容
主な内容	那須塩原市まちなか交流センターフードコート（厨房1）のカウンターを「おためしショップ」として貸し出します。
実施期間 （貸出期間）	令和7年9月15日（月）から概ね令和8年1月下旬まで ▶厨房1（プロショップ）新規出店事業者の出店状況により、早めに終了する場合があります。
貸出面積	厨房1カウンター部分 20.7㎡ ▶貸出はカウンター部分のみとし、奥の厨房部分は貸出対象外となります。（P8の図面参照） ▶カウンター7席程度、他にフードコート内に飲食店利用者席があります。
貸出単位	貸出は1日単位とします。 ▶貸出時間が重複しない場合は、同じ日であっても館長判断により複数の希望者に貸出ができるものとします。 ▶営業時間は、施設の開館時間（午前9時から午後9時30分まで）の中で出店者が決定するものとしますが、1日2時間以上営業することが条件となります。 ▶連続又は連日貸出の場合の上限は、7日以内とします。 ▶施設休館日である毎月第2・第4火曜日（祝日の場合はその翌日）及び年末年始（12月29日～1月3日）は連続する日又は連日に含みません。 ▶連続又は連日7日間貸出後、さらに継続して使用を希望する場合は再度申込が必要です。なお、新たな出店希望者がいる場合は、そちらを優先します。
貸出時間	午前9時から午後9時30分まで ▶営業時間は出店者が決定するものとします。
使用料	1日当たり600円 ▶まちなか交流センター窓口で、貸出日当日に前納。支払いは現金のみの取扱いとなります。

9 おためしショップ貸出要件

区分	内容
貸出対象	次の主たる要件のいずれかを満たす方。なお、申込者多数の場合は、選考の上決定します。 <u>【主たる要件】</u> ▶商品の宣伝や販路拡大を目指す市内事業者の方 ▶市内に在住又は通勤・通学していて市内で創業を目指す方 また、次の施設利用要件等をすべて満たす必要があります。 <u>【施設利用要件等】</u> ▶まちなか交流センターの設置目的を理解し、運営に協力的であること。 ▶市（指定管理者）、他の出店者、施設利用者等と協調及び協力できること。 ▶那須塩原市暴力団排除条例（平成24年那須塩原市条例第3号）第2条第1号、第5号又は第6号に該当する者でないこと。 ▶那須塩原市まちなか交流センター条例及び同条例施行規則をはじめ、各種法令、条例等を遵守すること。
対象事業・販売品目	▶雑貨・食品等の販売 ▶商品の宣伝や販路拡大のための活動 ▶食品の場合、容器に入れられている又は包装されており、食品表示ラベルが貼付され常温で販売可能なものとします。なお、出店者が電力を要しない保温又はクーラーボックス等を利用し、適切に冷蔵・冷凍保存可能な場合は、常温以外の販売も可とします。
備品利用	厨房1のカウンター及びカウンター内に設置されている備品は利用可とします。なお、カウンター内の給排水設備、電源は利用できません。 ▶カウンター上部の照明は利用可とします。 ▶館内のフリーWi-Fiは利用できます。
駐車場	出店者用の駐車場は、まちなか交流センターの第2駐車場とします。なお、搬入搬出時のみ、一時的に正面駐車場の利用を認めます。

搬入搬出	搬入搬出は午前9時から午後9時30分までの貸出時間内に行ってください。
------	-------------------------------------

10 おためしショップ貸出注意事項

注意事項	利用に当たっては、次の点に注意してください。 ▶衛生及び感染症対策を十分行ってください。 ▶現金收受時はカルトン（トレー）を使用してください。 ▶商品は陳列時から個別包装してください。 ▶出店場所となるカウンターでの食品調理及び袋詰めは不可とします。 ▶火気の使用は禁止します。 ▶出店者の手洗い等用に、施設内の給湯室を利用できます。 ▶ごみは出店者が持ち帰ってください。 ▶那須塩原市まちなか交流センター業務の妨げとなる行為は禁止します。 ▶厨房1への出店終了後、出店者アンケートに回答いただきます。 ▶その他、市及び施設管理者（指定管理者）の指示に従っていただきます。
------	--

11 おためしショップ貸出の流れ

No.	区分	内容
1	申込受付期間	令和7年9月8日（月）～令和8年1月23日（金） ▶実施期間（貸出期間）は令和7年9月15日（月）～概ね令和8年1月下旬の予定となっていますが、厨房1新規出店事業者の出店状況により、早めに終了する場合があります。

2	出店希望者は貸出事前予約申込をします（仮予約）	出店希望者は貸出希望日から起算して30～7日前までに貸出事前予約申込（仮予約）を行ってください。 ▶申込先：まちなか交流センター（くるる） ▶申込方法：窓口で直接又は電話で申込 電話：0287-73-5597 ▶受付可能日時：営業日の9：00～21：30 【定休日】 ・毎月第2・第4火曜日（祝日の場合はその翌日） ・年末年始（12月29日～1月3日） ▶貸出事前予約申込は仮予約用で、貸出を確約するものではありません。
3	内容審査後、出店申込者へ連絡	まちなか交流センターで、貸出事前予約申込（仮予約）の内容を審査し、貸出の可否を出店申込者に電話で連絡します。 ▶申込者多数の場合は、選考の上決定します。
4	出店希望者は利用許可申請書等を提出	貸出可の連絡を受けた出店希望者は、貸出希望日の前日までに、まちなか交流センター窓口へ利用許可申請書・使用料減免申請書を提出します。 ▶申請受付後、まちなか交流センター窓口で、利用許可通知書・使用料減免許可通知書を交付します。
5	出店希望者は使用料を納付（全額前納）	貸出日当日に使用料をまちなか交流センター窓口で前納してください。（複数日貸出の場合は各日前納） ▶支払いは現金のみの取扱いとなります。 ▶出店を取りやめる場合はまちなか交流センター（電話：0287-73-5597）に連絡してください。
6	貸出終了	貸出終了時には、カウンター及びカウンター設置備品の清掃を行ってください。また、出店者アンケートに回答してください。なお、出店者アンケートに関する書類は貸出終了時にお渡しします。

12 その他

- (1) 営業する場合に必要な許認可申請、届出及び資格取得については、出店者の責任において行ってください。
- (2) 施設（厨房1）を利用する権利を譲渡又は転貸することはできません。
- (3) 利用許可を受けた目的以外で施設（厨房1）を利用できません。
- (4) 施設を退去する際は、施設、設備、備品等を原状に戻してください。
- (5) 施設、設備、備品等を汚損、毀損、滅失した場合は、賠償を命じることがあります。

(6) 従業員用の駐車場として、職員駐車場（施設から徒歩５分）が使用できます。

(7) その他、本要項に記載されていない事項については、法令によるものとします。

この募集要項に関する問合せ先

▶那須塩原市 産業観光部 商工振興課 商業係

電話：０２８７－６２－７１５４

▶那須塩原市まちなか交流センター（くるる）

電話：０２８７－７３－５５９７

厨房 1 平面図(赤枠内が貸出部分)←

